

文部科学省告示第九七号

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律（平成十六年法律第六十九号）の施行に伴い、次に掲げる告示は、廃止する。

平成十七年 七月 四日

文部科学大臣 中山 成彬

- 一 昭和五十六年科学技術庁告示第一号（放射線取扱主任者試験の指定試験機関を指定した件）
- 二 昭和五十六年科学技術庁告示第十二号（指定機構確認機関等に関する規則に基づき文部科学大臣が定める放射線研修等を定める告示）
- 三 昭和五十六年科学技術庁告示第十三号（放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の規定に基づき指定運搬物確認機関を指定した件）
- 四 昭和五十六年科学技術庁告示第十四号（放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の規定に基づき指定検査機関を指定した件）
- 五 昭和五十六年科学技術庁告示第十五号（放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の規定に基づき指定機構確認機関を指定した件）
- 六 昭和五十六年科学技術庁告示第十七号（放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の規定に基づき指定講習機関を指定した件）

- 七 昭和五十六年科学技術庁告示第十八号（放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の規定に基づき指定講習機関を指定した件）
- 八 昭和五十六年科学技術庁告示第十九号（放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の規定に基づき指定講習機関を指定した件）